2025 年(令和 7 年)4 月改訂

福山市市民活動総合補償制度のご　案　内

補償制度の概要

市では、市民活動に参加した人（市外に住所を有する者を含む）が活動中にけがをしたり死亡したりした場合や、指導者が行事の参加者などに損害を与えた場合に適用される「福山市市民活動総合補償制度」を設けています。保険料は全額、市が負担します。

補償制度の対象者

市内に活動の拠点を置く自治会（町内会）、まちづくり推進委員会、老人会、子ども会、体育会、ボランティア団体など
※ボランティア団体等の市民活動団体については、まちづくりサポートセンターまたはまちづくり推進課へ登録が必要です。（社会福祉協議会登録団体は、登録不要です。）

補償制度の対象となる活動

市民活動団体等が行う地域社会活動、青少年健全育成活動、環境保全活動、防犯・防火・防災活動、社会福祉、社会奉仕活動、保健衛生活動などで、継続的、計画的または臨時の公益性のある無報酬の活動を対象とします。
※政治、宗教、営利及び自己のために行う活動や親睦行事などは対象となりません。

補償制度の対象となる活動例

社会福祉・社会奉仕活動

★ 社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木の手入れ、清掃、行事手伝い等）
★ 高齢者・障害者への支援及び援護活動（高齢者への配食サービス、一般介護予防事業等）
★ 募金活動（共同募金等）　　など

保健衛生活動・環境保全活動

★ 害虫防除・駆除等の環境衛生活動
★ 献血、各種検診業務の普及啓発活動
★ 住民検診への協力　など
★ 環境美化・清掃活動
（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り）
★ リサイクル運動（資源ゴミの回収）
★ 自然保護・緑化活動
★ 省エネルギー運動　など

青少年健全育成活動

★ 青少年非行防止活動
（非行防止のための地域巡回活動等）
★ 青少年保護活動
（子ども１１０番など青少年を犯罪から守る運動）
★ その他の児童福祉向上のための活動
（育児・託児に関するボランティア等）

防犯活動・防火・防災活動

★ 暴力追放運動
★ 防犯対策の啓発活動　など
★ 防火・防災訓練
（通報、消火、避難、救護等）
★ 防火・防災に関する啓発広報活動
★ 災害時のボランティア活動（※）　など
（※他市での災害に対し、遠征等で参加する活動は対象外とします。）

交通安全活動

★ 交通安全啓発活動
★ 春、秋などの交通安全運動　など

地域社会活動

★ 町内会・自治会の運営活動
（公益性の高い活動）
★ 地域施設の管理運営活動　　など

生涯学習活動

★ スポーツ・レクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、野外活動等）
★ 文化活動（講習会・研修会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等）　など
★ 公益財団法人福山市スポーツ協会の実施するスポーツ教室を含む

市又は市に準ずる団体が主催・共催する事業への協力活動

★ 市民まつりへの運営協力
★ 防災訓練への参加
★ 講演会、一斉清掃等への参加・運営協力
★ 福山市老人大学が行う事業（主催者が直接参加を求めた者に限る。）　など

捜索活動

★市民等が行方不明になり、この制度の対象となる市民活動団体等が会員の協力を得て行う捜索活動

補償制度の対象となる事故

◎行事主催者や行事参加者が、その活動中（準備活動含む。）に他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた場合（賠償責任事故）

◎行事主催者や行事参加者が、その活動中又は往復途上で発生した急激かつ偶然な外来の事故（熱中症、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含む）で死傷した場合（傷害保険）

※ 自動車事故による傷害、心臓疾患等の疾病が原因による傷害は対象となりません

※ 経路往復途上の傷害事故の対象者は、市及び市民活動団体等が定める名簿にあらかじめ記載された方に限ります。

※ 一般介護予防事業のうち「高齢者外出・買物支援事業の利用者」は対象になりません。

補償制度の対象とならない事故

<table>
<tr><td colspan="2">■賠償責任事故・傷害事故　共通
・戦争、変乱、暴動等による事故　・地震、噴火、津波、洪水その他自然災害による事故</td></tr>
<tr><td>■賠償責任事故
・航空機、昇降機、自動車、動物の所有・使用・管理による事故
・喧嘩、自殺、犯罪行為及び自己の故意による事故
・その他保険約款で定める事故</td><td>■傷害事故
・冬山登山、その他危険な活動による事故
・喧嘩、自殺、犯罪行為及び自己の故意による事故
・自己の脳疾患、疾病又は心神喪失
・他覚症状のないむちうち症や腰痛
・法令違反行為による事故　・自動車、バイク等による事故
・その他保険約款で定める事故</td></tr>
</table>

対象とならない事故例

★ 公益性の低い活動（親睦が目的の活動、趣味のサークル活動）

・スポーツ少年団主催のバレーボール大会で、参加者が試合中に負傷した。

・趣味の同好会主催で、会員のみの行事の際に負傷した。

・自治会の役員会で、役員のみが旅行や花見に行ったときに起こった事故。

・体育会主催の運動会の役員反省会（飲食を伴う）からの帰宅途中に負傷した。

・まちづくり推進委員会主催の参加費を支払っての親睦目的のバス旅行（傷害保険加入）中、参加者が散策中に転倒した。

★ 政治、宗教、営利に係わる活動

・神社総代の依頼で、神社社殿の補修をしていた参加者が負傷した。

・自治会・神社共催の秋祭りで、荷物を運んでいて負傷した。神輿が民家の塀を壊してしまった。

★ 特定の個人や団体の利益のための活動、自己の利益のための活動

・まちづくりサポートセンターの登録団体会員が、会員のみが参加する行事の活動中に負傷した。

・市主催の資格取得を目的とした簿記講習会（有料）で、参加者が転倒して負傷した。

★ 自動車での事故

・自治会主催の清掃で、集合場所へ車で行っていて交通事故にあった。

★ その他

・自治会主催の盆踊り大会で、見物に来ていた子どもが自分で転んで負傷した。（主催者に過失がない場合）

・市主催の講演会の聴講者が、自分で転んで負傷した。（主催者に過失がない場合）

・まちづくり推進委員会主催の運動会の準備中、脳梗塞で倒れた。

・女性会主催の資源回収で、長時間同じ姿勢で作業して、腰が痛くなりマッサージにいった。

・市主催の祭りのボランティア活動者が、ボランティア活動の前や後に祭りを見学中に負傷した。

・草刈りや清掃活動等の市民活動中に、傷病名のつく疾病が発症した場合。（診断名が椎間板ヘルニアや脊柱管狭窄症、腰椎すべり症などで外傷による怪我でない場合）

保険の内容

区分			保険金額（限度額）	免責
賠償責任保険	対人	身体賠償（他人の身体に傷害を与えたとき）	1人につき　1億円 1事故につき　3億円	1万円
	対物	財物賠償（他人の財物に損害を与えたとき）	1事故につき1，000万円	
		保管物賠償（他人からの預かり品や管理物に損害を与えたとき）	1事故につき100万円	
傷害保険	本人の事故	死亡保険金（傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき）	500万円	
		後遺障害保険金（傷害により事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害を生じたとき）	障害の程度により 20万円～500万円	
		入院保険金（事故の日からその日を含め180日を限度とする）	日額　3，000円	
		通院保険金（事故の日からその日を含め180日までの間において90日を限度とする）	日額　2，000円	

綿密な計画で事故防止に努めよう

なによりも事故防止が大切です。次のようなことに十分注意して楽しく活動してください。

★綿密な計画をたて、危険がないか十分チェックする。★活動計画における参加予定者や活動開始直前の参加者数を把握する。★事前に場所（会場）の下見を行なう。★必ず責任者（指導者）を選出し、その責任者の指導のもとに活動する。★指導者の人数が適切であるか。★事故防止の注意や指導が十分全体に行き届いているか。★作業道具の点検は済んだか。★参加者の健康状態は大丈夫か、など

事故があったら報告を

けがの治療のため通院する場合は、まず病院・診療所で診察を受けてください。

事故があった場合は、各団体の責任者を通じて所定の事故報告書に添付書類をつけて、「まちづくり推進課」へ提出してください。

・添付書類　①行事等の開催案内または団体の事業計画書　②当日参加者名簿
③その他必要に応じて提出を求める場合があります。

提出・問い合わせ先
〒720－8501　福山市東桜町3番5号
福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課
TEL　084－928－1051